

平成25年6月11日

株 主 各 位

本 店 大阪市中央区南船場一丁目17番26号
東 京 本 部 東京都新宿区新小川町4番1号

株式会社アプラスフィナンシャル

代表取締役社長 野 口 郷 司

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができます
ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同
封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成25年6月26日（水曜日）午後
5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都新宿区新小川町4番1号

アプラス東京ビル 地下会議室

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項 1 第58期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件

2 第58期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第4号議案 役員等退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

4. 代理人によるご出席の場合

代理人が株主総会に出席される場合、その代理人は当社の議決権を有する株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会にご出席の際に、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.aplusfinancial.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。
 - ◎ 決議の結果については、上記の当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

事業報告

(自 平成24年4月1日)
(至 平成25年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、復興需要や各種政策が景気を下支えする一方、年度前半は海外経済をめぐる不確実性や慢性的な円高により輸出や生産が弱含み、国内景気も先行きの不透明な状態が続きました。年度後半にかけては、政権交代によるデフレ脱却期待や株高・円安などを背景に個人消費や企業心理が上向いてまいりました。

当業界におきましては、クレジットカード市場はネットショッピングや公共料金決済などの利用機会が一段と高まってまいりました。ショッピングクレジット市場は住宅関連商品の需要が高まる一方、これらの有望市場をめぐる業界内の競争は一段と激しさを増してまいりました。無担保ローン市場は改正貸金業法の影響による市場規模の縮小は続きましたが、過払利息にかかる返還請求は次第に落ち着き、事業環境は緩やかに回復してまいりました。

このような中、当社グループにおきましては、融資収益への依存から脱却し、本業の収益性を高めた信販会社にしかできないビジネスモデルの確立を目指し、これまでに構築した多業種にわたる加盟店さまとのリレーションシップや、ショッピングクレジット事業を中心に発展した信販会社としてのノウハウ、全国の金融機関との口座振替契約に基づく決済インフラなどを積極的に活用し、既存の事業を複合的に発展させる形で、新たなビジネスモデルの構築に取り組んでまいりました。

具体的な取り組みとして、主要取引先の一つであるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が展開する共通ポイントサービス「Tポイント」（「Tポイント」運営事業は平成24年10月、会社分割により新たに設立された株式会社Tポイント・ジャパンへ承継。）を付帯した商品のプロモーションに努め、これまで推進してきた「Tポイント付きショッピングクレジット」に加え、T会員のお客さまが、国産メーカー系正規ディーラーで新車（一部車種を除く。）を購入される際にインターネット上の専用ページで直接お申し込みされることにより「Tポイント」が貯まる「Tポイント付きアプラスオートクレジット」の取り扱いや、毎月の家賃の支払で「Tポイント」が貯まる「Tポイント付きアプラス家賃サービス」の取り扱いを開始いたしました。

また、クレジットカードにおきましては、クレジット機能の付いてい

ないTカードからインターネット上の簡単な手続きでクレジット機能付きTカードへ切り替え可能な「Tカードプラス（ライトブルー）」や、若年層のお客さまを対象に入会後5年間の年会費を無料とする「Tカードプラスα」、クレジットカード会社が募集・発行する初のクレジット機能付きTカード「Tカードプラス」の取り扱いを開始いたしました。

サッカーのイングランドプレミアリーグに所属するマンチェスター・ユナイテッド・フットボール・クラブとは、平成24年7月、業務提携契約を締結し、日本国内における同クラブファン向けクレジットカード（「マンチェスター・ユナイテッドカード GOLD」、「マンチェスター・ユナイテッドカード」）の発行を開始いたしました。

新生銀行グループにおける取り組みとしましては、新生銀行グループ統一カード（「新生アプラスゴールドカード」、「新生アプラスカード」）の発行を開始し、これまでカードの種類ごとに異なっていたデザイン、国際ブランド、適用キャンペーンなどを統一することにより、新生銀行グループのカード会員のお客さまに対し、より分かりやすく、質の高いサービスの提供が可能となりました。

住宅関連分野におきましては、需要の高まる太陽光発電システムに対応したショッピングクレジットや、住宅を建築するお客さまと提携工務店の双方の資金繰りを支援する住宅つなぎローン（「アプラスブリッジローン」）、住宅購入時の諸費用ローン（「マイホームプラン」）など、お客さまのニーズに合致した商品を推進してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、営業収益は632億90百万円（前連結会計年度比0.8%減）と、融資収益の減少を主因に減収となりましたが、主力のショッピングクレジット事業やクレジットカード事業などが堅調に推移し、減収幅は縮小いたしました。営業費用は、前連結会計年度に計上した利息返還損失引当金繰入額を当連結会計年度は計上しなかったことなどにより、540億74百万円（同2.4%減）となりました。この結果、営業利益は92億16百万円（同9.7%増）、経常利益は90億86百万円（同7.5%増）、当期純利益は85億66百万円（同61.4%増）となりました。

なお、普通株式及び優先株式の期末配当につきましては、内部留保による財務基盤の強化に努めることから無配とさせていただきます。深くお詫び申し上げます。

(2) 事業別の概況

【ショッピングクレジット事業】

ショッピングクレジット事業におきましては、多くのお客さまや加盟店さまにご好評をいただいている「Tポイント付きショッピングクレジット」の推進を継続いたしました。また、太陽光発電システムや宝石・貴金属などのオートローン以外のショッピングクレジットの取扱高を伸ばし、収益性の維持に努めてまいりました。

セグメント別取扱高は3,010億32百万円（前連結会計年度比17.1%減）となりました。

【クレジットカード事業】

クレジットカード事業におきましては、クレジットカードの利用機会の高まりを受けた取扱高の増加や、事前登録型リボサービス「リボかえル」の展開によるリボ残高の積み上げなど、着実に成果を挙げてまいりました。また、商品ラインナップの拡充にも取り組み、新たな種類のTカード（「Tカードプラス（ライトブルー）」、「Tカードプラスα」）や、「マンチェスター・ユナイテッドカード」、新生銀行グループ統一カードなどの発行を開始いたしました。

セグメント別取扱高は5,880億71百万円（前連結会計年度比5.5%増）となりました。

【ローン事業】

ローン事業におきましては、ローンカード残高の減少により収益は減少いたしました。住宅を建築するお客さまと提携工務店の双方の資金繰りを支援する住宅つなぎローン（「アプラスブリッジローン」）や、住宅購入時の諸費用ローン（「マイホームプラン」）など、市場のニーズを的確に捉えた商品展開を図りました。

セグメント別取扱高は268億17百万円（前連結会計年度比1.2%減）となりました。

【決済事業】

決済事業におきましては、賃貸管理会社などの家賃回収をサポートする「家賃サービス」の取扱高が順調に増加いたしました。また、特色のある商品開発にも取り組み、毎月の家賃の支払で「Tポイント」が貯まる「Tポイント付きアプラス家賃サービス」の取り扱いを開始いたしました。

セグメント別取扱高は1兆2,236億95百万円（前連結会計年度比1.2%増）となりました。

【その他子会社】

岡山県に本社を置く地方大手信販会社である全日信販株式会社におきましては、「Tポイントクレジット」の展開や、西日本エリアを中心とした地域に密着した営業活動により、ショッピングクレジットの取扱高が順調に増加いたしました。

サービサー子会社のアルファ債権回収株式会社におきましては、地域金融機関からの個人ローンの初期延滞債権の管理・回収業務の受託を戦略の柱に据え、提携先の拡大に努めてまいりました。

セグメント別取扱高は927億88百万円（前連結会計年度比3.0%増）となりました。

【セグメント別取扱高】

セグメント	取扱高（百万円）	前連結会計年度比（%）
ショッピングクレジット事業	301,032	82.9
クレジットカード事業	588,071	105.5
ローン事業	26,817	98.8
決済事業	1,223,695	101.2
その他子会社	92,788	103.0
合計	2,232,406	99.3

(注) 「ショッピングクレジット事業」は個別信用購入あっせん業務及び信用保証業務、「クレジットカード事業」は包括信用購入あっせん業務及びクレジットカードを手段とした融資業務、「ローン事業」は融資業務、「決済事業」は集金代行業務、「その他子会社」は全日信販株式会社をはじめとするその他の子会社業務であります。

(3) 資金調達などについての状況

① 資金調達

該当する重要な事項はありません。

② 設備投資

該当する重要な事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当する重要な事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当する重要な事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当する重要な事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当する重要な事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	平成22年3月期 第55期	平成23年3月期 第56期	平成24年3月期 第57期	平成25年3月期 第58期 (当連結会計年度)
取 扱 高(百万円)	2,254,493	2,208,472	2,247,094	2,232,406
営 業 収 益(百万円)	85,067	71,051	63,805	63,290
経 常 利 益(百万円)	△ 2,906	7,311	8,451	9,086
当 期 純 利 益(百万円)	△ 7,702	3,224	5,307	8,566
1株当たり当期純利益(円)	△ 27.61	2.35	2.33	5.62
純 資 産(百万円)	77,234	80,375	85,739	92,509
総 資 産(百万円)	1,209,803	1,140,676	1,096,978	1,062,916

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成22年3月期 第55期	平成23年3月期 第56期	平成24年3月期 第57期	平成25年3月期 第58期 (当事業年度)
取 扱 高(百万円)	2,159,768	—	—	—
営 業 収 益(百万円)	76,001	970	5,261	5,478
経 常 利 益(百万円)	△ 2,035	△ 786	4,473	4,617
当 期 純 利 益(百万円)	△ 7,014	△ 10,353	4,595	4,603
1株当たり当期純利益(円)	△ 25.14	△ 7.54	1.86	3.02
純 資 産(百万円)	80,387	69,935	74,531	77,379
総 資 産(百万円)	1,144,028	146,629	153,460	158,418

- (注) 1. △印は損失を示しております。
2. 第55期の当期純損失の主な理由は、利息返還損失引当金の大幅な積み増し及び特別損失としてソフトウェア評価損を計上したことによるものであります。
3. 第56期につきましては、当社は平成22年4月1日に吸収分割による会社分割を行い事業持株会社となったことにより、第55期までに比べ財産及び損益の状況が変動しております。なお、当期純損失の主な理由は、吸収分割に伴い計上した子会社株式に係る繰延税金資産を取崩したことによるものであります。
4. 第57期から当社は子会社より配当金を受領しております。
5. 第58期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念の実現を確かなものとするため、「業界で最も『質の高い』サービスを提供する信販会社」という中期経営計画ビジョンを掲げ、「Unique（業界随一）、Growing（成長）、Speed & Action（加速&行動）」をキーワードとして、中期経営計画（2013年度～2015年度）を達成することを重点課題として取り組んでおります。

当社グループの経営理念につきましては、以下のとおりであります。

アプラスグループ経営理念

お客さま、投資家の皆様、従業員などの全てのステークホルダーの多様な期待に応え、社会に貢献します。

お客さまと提携先、メーカーとの結節点として、付加価値の高い金融サービスを提供することにより、お客さまの豊かさづくりと、夢のある社会生活の創造に貢献します。

自己変革とスピーディーな行動で、新たな変化に挑戦し続け、持続的な成長を続けます。

当社グループの中期経営計画につきましては、以下のとおりであります。

中期経営計画の目指す姿

「業界で最も『質の高い』サービスを提供する信販会社」

行動指針

「規模に依存しない高収益企業となるための様々な取組の継続」

「現場重視、開発型の企業風土尊重により、独自のアイデアを、常に他社に先駆けて展開」

中期経営計画の基本骨子

- ① 「質を伴った量の拡大を目指す営業体制の発展的拡張」
 - －ショッピングクレジット～最終消費者に対する高品質なサービスの提供
 - －クレジットカード事業～ポイント制度の有効活用による事業基盤の拡大
 - －住関連ビジネスの発展的拡張
 - －ポートフォリオの質の継続的な改善

- ② 「コスト・品質の両方で他を凌駕するサービスを提供」
- －高度なシステムインフラの活用による、顧客サービスの質と効率性の向上
 - －オペレーションをスキーム・スキル別に集約し、効率性と安定性を強化
 - －人材の育成を通じた、組織力の増強

(6) 企業集団の主要な事業セグメント<平成25年3月31日現在>

- ① ショッピングクレジット事業 百貨店・量販店・小売店等における都度契約によるあっせん取引
- ② クレジットカード事業 クレジットカードによるあっせん取引・カードキャッシング
- ③ ロ ー ン 事 業 個人ローン
- ④ 決 済 事 業 オートネットサービス（集金代行業務）

(7) 企業集団の主要拠点等<平成25年3月31日現在>

① 当社の主要な営業所

本 店	大阪市中央区南船場一丁目17番26号
東 京 本 部	東京都新宿区新小川町4番1号

② 重要な子会社

株 式 会 社 ア プ ラ ス	大阪市中央区
株式会社アプラスパーソナルローン	大阪府吹田市
全 日 信 販 株 式 会 社	岡山市北区
アルファ債権回収株式会社	東京都新宿区

(8) 企業集団の使用人の状況<平成25年3月31日現在>

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,259 (837) 名	50 (18) 名減

(注) 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時雇人は（ ）内に平均雇用人員数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	1名減	40.9歳	15.1年

(注) 嘱託及び臨時雇人はおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況<平成25年3月31日現在>

① 親会社の状況

会社名	議決権比率〔所有割合及び被所有割合〕
新生フィナンシャル株式会社	所有 0.20 % (0.20) 被所有 91.99
株式会社新生銀行	被所有 95.03 (91.99)

- (注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合または間接被所有割合で内数であります。
2. 株式会社新生銀行は、新生フィナンシャル株式会社の発行済普通株式数の99.8%を保有する親会社であります。
3. 株式会社新生銀行の上記議決権比率のうち直接保有割合(3.03%)は、平成24年3月期に係る配当がなかったため、第一回B種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式に対して、定款規定により議決権が発生したものであります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アプラス	15,000百万円	100.00%	信販業
株式会社アプラスパーソナルローン	1,000	100.00	消費者金融業
全日信販株式会社	1,000	100.00	信販業
アルファ債権回収株式会社	500	100.00	債権管理回収業

(注) 当連結会計年度末における連結対象子会社は株式会社アプラス等を含め8社であります。

(10) 企業集団の主な借入先の状況<平成25年3月31日現在>

借入先	借入金残高
株式会社新生銀行	161,166百万円
株式会社りそな銀行	2,500
株式会社三井住友銀行	1,000

2. 会社の株式に関する事項<平成25年3月31日現在>

(1) 発行可能株式総数 3,970,250,000株

(2) 発行可能種類株式総数

普通株式	3,914,000,000株
B種優先株式	2,500,000株
D種優先株式	8,500,000株
G種優先株式	13,000,000株
H種優先株式	32,250,000株

(3) 発行済株式の総数

普通株式	1,524,208,046株
(自己株式 3,106株を除く。)	
B種優先株式	2,500,000株
D種優先株式	8,500,000株
G種優先株式	13,000,000株
H種優先株式	32,250,000株

(4) 株主数

普通株式	11,119名
B種優先株式	1名
D種優先株式	1名
G種優先株式	1名
H種優先株式	1名

(5) 単元株式数 100株

(注) 平成24年7月1日付で単元株式数を500株から100株へ変更しております。

(6) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新生フィナンシャル株式会社	普通株式 1,446,036 千株	91.49 %
株式会社新生銀行	B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 G種優先株式 13,000 H種優先株式 32,250 合計 56,250	3.55
大阪証券金融株式会社	普通株式 6,939	0.43
株式会社エクシブ	普通株式 2,287	0.14
野村証券株式会社	普通株式 2,092	0.13
株式会社エクシブネット	普通株式 1,897	0.12
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	普通株式 1,456	0.09
T I S 株式会社	普通株式 1,449	0.09
松井証券株式会社	普通株式 1,378	0.08
株式会社 A e x	普通株式 1,206	0.07

（注）持株比率は自己株式（普通株式3,106株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
野 口 郷 司	代表取締役社長	最高経営責任者 (CEO) (監査部 管掌) グループ経営	株式会社アプラス代表取締役社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長 全日信販株式会社取締役会長 アルファ債権回収株式会社取締役会長 株式会社アプラスインベストメント代表取締役社長
渡 邊 昌 治	代表取締役副社長	(人事部・コンプライアンス 統括部・総務部 管掌) グループ人事 グループ管理	株式会社アプラス代表取締役副社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役副社長
奥 田 正 一	取 締 役	グループ事業	株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 アルファ債権回収株式会社取締役 エス・エル・メイプル株式会社代表取締役社長
サンジープ グプタ	取 締 役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行専務執行役員個人部門長 新生フィナンシャル株式会社取締役会長
南光院 誠 之	取 締 役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行執行役員 コンシューマーファイナンス本部長 新生フィナンシャル株式会社取締役 新生プロバティファイナンス株式会社取締役
竹 内 晃	常勤監査役		株式会社アプラス監査役 株式会社アプラスパーソナルローン監査役 株式会社アプラスインベストメント監査役
宇都宮 加 城	監 査 役		株式会社アプラス監査役 株式会社新生銀行法務・コンプライアンス統轄部次長
加 藤 文 人	監 査 役		弁護士法人三宅法律事務所パートナー弁護士 株式会社 S J I 監査役

- (注) 1. 取締役サンジープ グプタ氏及び南光院誠之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役竹内晃氏、監査役宇都宮加城氏及び加藤文人氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 当社は、株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として、社外監査役である加藤文人氏を指定して同取引所へ届け出ております。
4. 梅田正太氏は、平成24年6月28日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任しております。
5. 上記「グループ」とは、株式会社アプラスフィナンシャル、株式会社アプラス及び株式会社アプラスパーソナルローンを指します。
6. 当事業年度中に辞任した会社役員

氏 名	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況	辞任年月日
佐 藤 正 樹	監査役 株式会社アプラス常勤監査役 アルファ債権回収株式会社監査役	平成24年10月31日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	固 定 報 酬 当事業年度支払額	役員退職慰労引当金 当事業年度繰入額	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (一名)	10百万円 (一百万円)	11百万円 (一百万円)	22百万円 (一百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	27百万円 (19百万円)	3百万円 (2百万円)	30百万円 (21百万円)
合 計 (うち社外役員合計)	6名 (2名)	37百万円 (19百万円)	15百万円 (2百万円)	52百万円 (21百万円)

- (注) 1. 上記支給人数等には、平成24年10月31日をもって辞任した監査役1名を含んでおります。
当事業年度の年度末時点での在任は、取締役5名及び監査役3名であります。これらのうち、報酬等支給人数は取締役3名及び監査役2名であり、無報酬は社外取締役2名及び社外監査役1名であります。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額150百万円であります。
(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。
(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

氏 名	地 位	兼職する法人等	兼 職 の 内 容
サンジブ グプタ	取 締 役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社	取締役 取締役 専務執行役員個人部門長 取締役会長
南光院 誠之	取 締 役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社新生銀行 新生フィナンシャル株式会社 新生プロパティファイナンス株式会社	取締役 取締役 執行役員コンシューマーファイナンス本部長 取締役 取締役
竹 内 晃	常勤監査役	株式会社アプラス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社アプラスインベストメント	監査役 監査役 監査役
宇都宮 加城	監 査 役	株式会社アプラス 株式会社新生銀行	監査役 法務・コンプライアンス統轄部次長
加藤 文人	監 査 役	弁護士法人三宅法律事務所 株式会社SJI	パートナー弁護士 監査役

- (注) 1. 株式会社アプラス及び株式会社アプラスパーソナルローンは当社の子会社であり、株式会社アプラスインベストメントは株式会社アプラスの子会社であります。
2. 新生フィナンシャル株式会社は当社の親会社であります。
3. 株式会社新生銀行は新生フィナンシャル株式会社の親会社であり、新生プロパティファイナンス株式会社はその子会社であります。

② 社外役員の主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

氏名	地位	主な活動状況
サンジブ グプタ	取締役	平成24年4月1日から平成25年3月31日までに開催された当社取締役会23回のうち15回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
南光院 誠之	取締役	平成24年4月1日から平成25年3月31日までに開催された当社取締役会23回のうち22回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
竹内 晃	常勤監査役	平成24年4月1日から平成25年3月31日までに開催された当社取締役会23回のうち20回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会13回のうち13回に出席し、常勤監査役として金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
宇都宮 加城	監査役	平成24年4月1日から平成25年3月31日までに開催された当社取締役会23回のうち22回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会13回のうち12回に出席し、コンプライアンス及び内部統制の観点から適切な発言・提言を行っております。
加藤 文人	監査役	平成24年4月1日から平成25年3月31日までに開催された当社取締役会23回のうち18回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会13回のうち13回に出席し、議案審議等に関し、弁護士の観点から適切な発言・提言を行っております。

(注) 独立役員の確保状況について、株式会社大阪証券取引所の定めに基づき、当社は、外観的に一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、社外監査役である加藤文人氏を指定して同取引所へ届け出ております。

③ 社外役員の報酬等の総額及び当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の総額	当社の親会社又は当社の親会社の子会社からの役員報酬等
社外取締役	一名	一百万円	一百万円
社外監査役	2名	21百万円	一百万円
社外役員計	2名	21百万円	一百万円

(注) 当事業年度の年度末時点の在任は、社外取締役2名及び社外監査役3名であります。これらのうち、無報酬の社外取締役2名及び社外監査役1名が在任しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	119百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうち会計監査人設置会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である債権流動化及び金銭の信託に係るコンフォート業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行うにあたっての基本方針として「内部統制規程」を制定いたしました。

平成20年10月31日開催の取締役会においてコンプライアンスの推進、財務報告の信頼性を確保するための体制、反社会的勢力排除に向けた体制等を加え同規程を一部改正し、さらに事業持株会社体制への移行に伴い、平成22年3月30日開催の取締役会において事業持株会社体制への移行に即した一部改正を行っております。

以上の内部統制の体制整備に加え、当社グループでは大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制確保のため、平成24年4月に、株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定いたしました。

「内部統制規程」、「大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制」及び「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況」は次のとおりであります。

■「内部統制規程」（抜粋）

第1条 （目的）

本規程は、取締役会および監査役が、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項、並びに金融商品取引法に基づき、適切な内部統制システムを整備すること、もって、本システムを利用して、取締役の職務の執行が効率的に行われ、かつ監査役の監査が実効的に行われること、また、取締役および従業員（執行役員を含む。以下同じ。）が法令及び定款を遵守してその職務を執行し、会社の業務の適正が確保されることを目的とする。

第2条 （取締役および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制）

取締役および従業員は、その職務の執行にあたっては、別に定める「倫理綱領」並びに「行動規範」を遵守するものとする。

2. 当社は、コンプライアンスの遵守のために、「コンプライアンス規程」を定め、法務およびコンプライアンス専任部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、全社的なコンプライアンスの推進を行なうとともに、「コンプライアンス委員会」において、その推進状況ならびに遵守状況を監視するものとする。

3. 「コンプライアンス委員会」の運営に関しては、別に定める規程によるものとする。
4. 当社は、各部署において「コンプライアンス管理者」を任命し、コンプライアンスの徹底を図るものとする。

第3条 (取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理)

取締役は、職務執行に係る情報を、その情報の保存媒体に並び、漏洩等のないよう十分な注意をもって、保存及び管理するものとする。

2. 取締役会または監査役が要求した場合は、取締役は、前項の情報を提示しなければならない。
3. その他、取締役および従業員の職務執行に係る情報の管理については、別途定める「個人情報保護規程」および「情報セキュリティ規程」によるものとする。

第4条 (損失の危険の管理に関する規程および体制)

信用リスクについては、「クレジットポリシー」、その他別に定める規程に基づき、主管する部署が予見されるリスクを分析・評価し、適切な対応を行うものとする。

2. 市場リスク、オペレーショナルリスク、リーガルリスク、災害等、その他のリスク管理体制は、それぞれの対応部署にて別に定める各諸規程類によるものとする。
3. 監査部は各部署毎のリスク管理の運用状況を監査し、その結果をリスク管理体制へ反映させるものとする。

第5条 (取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、取締役の職務の分担、業務分掌、権限委譲並びに経営資源の配分等の検証を通じて、業務の効率性を確保する。これらの体制に関する事項は、別に定める「取締役会規則」のほか「職制規程」、「業務分掌ならびに決裁権限規程」によるものとする。

第6条 (財務報告の信頼性を確保するための体制)

当社は、財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書を有効かつ適正に作成し提出するため、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

第7条 (企業集団における業務の適正を確保するための体制)
当社は、当社グループならびに新生銀行グループ全体のリスク管理体制やコンプライアンス体制と整合性を持った業務運営を確保すべく、別に定める主管部署が各グループ各社の経営全般の管理または指導を行う。

2. 当社は当社グループ各社の経営指導・管理に関して、別に定める「子会社・関連会社管理規程」に基づき行うものとする。

第8条 (監査役職務を補助すべき使用人)
監査役は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、その職務を補助するための使用人（以下「補助使用人という」）を置くことができる。

第9条 (補助使用人の独立性)
補助使用人の人事異動・人事考課・賞罰等に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

第10条 (監査役への報告に関する体制)
監査役は、監査役会の付属機関である業務監査委員会において、取締役および従業員より職務の執行状況について報告を受ける。

2. 上記に関わらず、取締役および従業員は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
3. 取締役および従業員は監査役職務の執行に対して協力し、それを妨げるような行為をしてはならない。

第11条 (監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制)
監査役は、その職務の執行のために、必要に応じ会社の費用において社外の弁護士等の専門家を利用することができる。

2. 監査役会は、「業務監査委員会規程」に定める事項を遵守し、監査役は経営執行に関する情報の連携を行う。
3. 監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。

第12条 (統制環境・活動)
取締役会は、内部統制システムの整備・運用にあたり適切な機関及び組織を構築し、これらの権限及び職責を明確にすることにより内部統制環境を整備する。

2. 取締役会は、内部統制システムの実効性を図るために「業務分掌ならびに決裁権限規程」等により、取締役会の指示・命令が適切に実行される業務手続を整備する。

第13条 （反社会的勢力排除に向けた体制）

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

2. 反社会的勢力による被害を防止するための体制について、「倫理綱領」その他別に定める規程等をもって整備するものとする。

第14条 （遵守）

取締役および従業員は、本規程及び本規程に従い制定される各諸規程類を遵守する。

2. 第1項の違反のある場合、またはおそれがあると合理的に思料される場合、各人は、その職業上義務がない場合でも、監査役会または社内および社外に設置した通報窓口に対して、その旨を通知することができる。この通知をした者は、通知をしたことによって、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。

■大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制

当社グループでは、大規模な災害、事故その他の当社グループ事業活動に対する中断事由が生じた場合に、重要業務を継続し、以て顧客および社会に対する責務を最大限円滑に遂行する体制確保のため、主たる重要業務を遂行する株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定しております。

同規程に基づき、災害時等における業務継続の体制、手順、権限、責任およびそれらの発動基準等の明確化のため、想定される発生事象ごとの「業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）」の策定を推進し、また、これを実行するための課題・条件の識別と役職員の理解の常時確保のため、教育および定期的な訓練を行うものとしております。

業務継続計画の整備状況や訓練等から識別した課題等については、株式会社アプラス経営会議に報告する体制としております。

■反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社グループでは、「倫理綱領」において「反社会的勢力による被害防止」について定め、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するための基本方針として、次のとおり宣言しております。

- ① 私たちは、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- ② 私たちは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ③ 私たちは、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ④ 私たちは、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- ⑤ 私たちは、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

反社会的勢力への対応については、「倫理綱領」における「反社会的勢力による被害防止」宣言に基づき、「反社会的勢力による被害防止に関する規程」を定めることにより、具体的な事案が発生した場合の対応・報告の基準を示し、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、排除すること、ならびに、実施にあたって適正な業務運営を確保しております。また反社会的勢力との取引・関与、不当要求行為を受けた場合の具体的な手順および心得等を示した「反社会的勢力への対応マニュアル」を整備するとともに、定期的なモニタリングを行い、反社会的勢力排除に向けた対応の周知徹底を図っております。個別事案に関しては、必要に応じ、警察・顧問弁護士とも連携し、毅然とした対応をとっております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務状況及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数及び議決権等の比率は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	1,033,234	流 動 負 債	942,101
現金及び預金	105,875	支払手形及び買掛金	21,237
割賦売掛金	345,408	信用保証買掛金	479,749
信用保証割賦売掛金	479,749	短期借入金	128,800
リース投資資産	123	1年以内返済予定の長期借入金	20,457
繰延税金資産	6,260	短期社債	48,000
金銭の信託	87,180	リース債務	122
その他	37,243	未払法人税等	396
貸倒引当金	△ 28,607	預り金	78,294
固 定 資 産	29,681	債権流動化預り金	129,138
有形固定資産	8,391	賞与引当金	1,143
建物及び構築物	2,285	ポイント引当金	473
土地	4,537	割賦利益繰延	30,079
その他	1,568	その他	4,208
無形固定資産	13,996	固 定 負 債	28,305
ソフトウェア	11,409	長期借入金	21,077
のれん	2,581	リース債務	9
その他	5	繰延税金負債	71
投資その他の資産	7,293	退職給付引当金	902
投資有価証券	505	役員退職慰労引当金	176
その他	6,787	利息返還損失引当金	5,781
		その他	287
		負 債 合 計	970,406
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	92,451
		資本金	15,000
		資本剰余金	54,916
		利益剰余金	22,535
		自己株式	△ 0
		その他の包括利益累計額	58
		その他有価証券評価差額金	58
		純 資 産 合 計	92,509
資 産 合 計	1,062,916	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,062,916

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成24年4月1日)
(至 平成25年3月31日)

科 目	金	額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
包括信用購入あっせん収益	13,886	
個別信用購入あっせん収益	9,736	
信用保証収益	14,048	
融資収益	12,692	
金融収益	3,745	
(受取利息)	(11)	
(その他)	(3,734)	
その他の営業収益	9,181	63,290
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	51,670	
金融費用	2,403	
(支払利息)	(1,596)	
(その他)	(807)	54,074
営 業 利 益		9,216
営 業 外 収 益		
投資有価証券売却益	33	
雑収入	65	98
営 業 外 費 用		
減損損失	160	
投資有価証券売却損失	52	
雑損失	15	227
経 常 利 益		9,086
特 別 利 益		
関係会社株式売却益	288	288
税金等調整前当期純利益		9,375
法人税、住民税及び事業税	217	
法人税等調整額	532	750
少数株主損益調整前当期純利益		8,625
少数株主利益		58
当 期 純 利 益		8,566

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日)
(至 平成25年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	15,000	54,916	15,724	△ 0	85,640
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 1,754		△ 1,754
当期純利益			8,566		8,566
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	6,811	△ 0	6,811
当 期 末 残 高	15,000	54,916	22,535	△ 0	92,451

	その他の包括 利益累計額	少数株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金		
	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	△ 2	102	85,739
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△ 1,754
当期純利益			8,566
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	60	△ 102	△ 41
当 期 変 動 額 合 計	60	△ 102	6,769
当 期 末 残 高	58	—	92,509

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 8社
- (2) 主要な連結子会社の名称… 株式会社アプラス
株式会社アプラスパーソナルローン
全日信販株式会社
アルファ債権回収株式会社
- (3) 当連結会計年度中の減少… 1社
株式売却によるもの 株式会社インサイト
- (4) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当連結会計年度末において持分法を適用している会社はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

ア. 時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

イ. 時価のないもの… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法を採用しております。

ただし、東京研修会館の建物および構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ア. 自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

イ. のれんは、10年間で均等償却を行うこととしております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は90,398百万円であります。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

- ③ ポイント引当金
ポイント制度によりお客さまに付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金および前払年金費用
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
前払年金費用（3,079百万円）は、「投資その他の資産」の「その他」に含めて記載しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金
役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。
（追加情報）
当社および一部の子会社は、平成25年3月28日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議しました。また、平成25年6月開催予定の定時株主総会に、それまでの在任期間に対応する金額は対象役員の退任時に支払う旨の議案を付議する予定としております。
- ⑥ 利息返還損失引当金
将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 収益の計上基準
営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。
- ア. アドオン方式契約
包括信用購入あっせん … 7・8分法により計上する方法
個別信用購入あっせん … 7・8分法により計上する方法
信用保証 … 7・8分法により計上する方法
（保証料契約時一括受領）
信用保証 … 定額法により計上する方法
（保証料分割受領）
- イ. 残債方式契約
包括信用購入あっせん … 残債方式により計上する方法
個別信用購入あっせん … 残債方式により計上する方法
信用保証 … 残債方式により計上する方法
（保証料分割受領）
融 資 … 残債方式により計上する方法
- (注) 計上方法の内容は次のとおりであります。
1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。
 2. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。
 3. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。
- ② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。
また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
現金及び預金 60百万円
2. 割賦売掛金を流動化した残高
個別信用購入あっせん債権 21,881百万円
3. 金銭の信託は、信用保証業務の一環として設定しているものであります。
4. 有形固定資産の減価償却累計額 6,921百万円
5. 偶発債務
保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高 19,704百万円
従業員借入金保証残高 135百万円

(連結損益計算書に関する注記)

- 割賦売掛金を流動化したことによる収益
個別信用購入あっせん収益 622百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 1,524,211,152株
第一回B種優先株式 2,500,000株
D種優先株式 8,500,000株
G種優先株式 13,000,000株
H種優先株式 32,250,000株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	D種優先株式	1,754百万円	206.464円	平成24年3月31日	平成24年6月29日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、ショッピングクレジット事業、カード事業、消費者金融事業などの消費者向けファイナンス事業を行っております。これらの事業を行うため、金融市場の状況や、調達と運用のバランス管理（ALM）などの観点から、銀行借入による間接金融のほか、短期社債の発行や債権流動化による直接金融での資金調達を最大限活用しております。当社グループが保有する金融資産は金利変動を伴わないものが大半となっておりますが、金融負債は金利変動を伴うものが多く含まれているため、ALMによるポートフォリオマネジメントを実施しております。

また、余資運用については安全性・流動性を最優先に取り組んでおり、預金や現先による短期運用の他、知見のある領域における他社の資産または資産担保証券への中長期的な運用を行い、自社の既存業務で構築した審査機能やモニタリング機能の活用を図っております。

当社グループは、クレジットポリシーおよび信用リスク管理にかかる諸規程を整備し、これらに基づいて、個別契約に対する初期与信審査、途上与信審査、信用情報管理、内部格付、延滞債権・問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理への対応などの総合的な与信管理に関する体制を構築し、運営しております。

当社グループでは、金融資産および金融負債について、金利の合理的な変動幅を用いた時価に与える影響額を、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成25年3月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合には、資産の時価が1,195百万円、負債の時価が38百万円減少し、10ベーシス・ポイント（0.1%）下落したものと想定した場合には、資産の時価が1,207百万円、負債の時価が38百万円増加するものと把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）に記載のとおりであります。）。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	105,875	105,875	—
(2) 割賦売掛金	345,408		
貸倒引当金 (*1)	△ 18,591		
割賦利益繰延 (*2)	△ 12,394		
	314,423	335,677	21,254
(3) 金銭の信託	87,180	91,539	4,358
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	310	310	—
資産計	507,789	533,402	25,613
(1) 支払手形及び買掛金	21,237	21,237	—
(2) 短期借入金	128,800	128,800	—
(3) 短期社債	48,000	48,000	—
(4) 預り金および債権流動化預り金	207,433	207,433	—
(5) 長期借入金	41,534	41,428	△ 106
負債計	447,006	446,900	△ 106

(*1) 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延（利用者手数料）を控除しております。

(*3) 上記の他、信用保証割賦売掛金を含む債務保証があり、時価は△4,394百万円です。ただし、前受保証料22,803百万円を割賦利益繰延として計上しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項 資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 割賦売掛金

割賦売掛金に係る利率は変動する要素が限定的であり、種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額から割賦売掛金の管理回収にかかるコストを控除した金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。なお、時価の算定において、利息返還損失引当金については考慮しておりません。

(3) 金銭の信託

金銭の信託は信用保証業務の一環として設定しているものであり、見積将来キャッシュ・フローの現在価値によっております。

- (4) 投資有価証券
株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 短期借入金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 短期社債
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 預り金および債権流動化預り金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期借入金
元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

債務保証

見積将来キャッシュ・フローの金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。

- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額182百万円）ならびに投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（連結貸借対照表計上額13百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	△11円48銭
1株当たり当期純利益	5円62銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月1日

株式会社 アプラスフィナンシャル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石塚 雅博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松本 繁彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白田 英生 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	92,336	流 動 負 債	80,995
現金及び預金	579	信用保証買掛金	49,201
営業貸付金	5,851	未払金	31,406
信用保証割賦売掛金	49,201	未払法人税等	107
関係会社短期貸付金	10,800	預り金	279
未収入金	26,701	その他	0
その他	15	固 定 負 債	44
貸倒引当金	△ 813	役員退職慰労引当金	44
固 定 資 産	66,082	負 債 合 計	81,039
投資その他の資産	66,082	純 資 産 の 部	
関係会社株式	66,075	株 主 資 本	77,379
その他	7	資本金	15,000
資 産 合 計	158,418	資本剰余金	54,935
		資本準備金	3,750
		その他資本剰余金	51,185
		利益剰余金	7,443
		その他利益剰余金	7,443
		繰越利益剰余金	7,443
		自己株式	△ 0
		純 資 産 合 計	77,379
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	158,418

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成24年 4月 1日)
(至 平成25年 3月 31日)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
信 用 保 証 収 益	678	
融 資 収 益	12	
金 融 収 益	4,663	
(受 取 配 当 金)	(4,663)	
(そ の 他)	(0)	
そ の 他 の 営 業 収 益	123	5,478
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	858	858
営 業 利 益		4,619
営 業 外 収 益		
雑 収 入	1	1
営 業 外 費 用		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	2	2
経 常 利 益		4,617
税 引 前 当 期 純 利 益		4,617
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		14
当 期 純 利 益		4,603

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日)
(至 平成25年3月31日)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
当 期 首 残 高	15,000	3,750	51,185	54,935	4,595	△ 0	74,531
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△ 1,754		△ 1,754
当 期 純 利 益					4,603		4,603
自 己 株 式 の 取 得						△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	2,848	△ 0	2,848
当 期 末 残 高	15,000	3,750	51,185	54,935	7,443	△ 0	77,379

	純資産合計
百万円	
当 期 首 残 高	74,531
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△ 1,754
当 期 純 利 益	4,603
自 己 株 式 の 取 得	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	
当 期 変 動 額 合 計	2,848
当 期 末 残 高	77,379

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

子 会 社 株 式…移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が不可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は438百万円であります。

(2) 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は、平成25年3月28日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議しました。また、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会に、それまでの在任期間に対応する金額は対象役員の退任時に支払う旨の議案を付議する予定としております。

3. 収益の計上基準

信用保証収益は、期日到来基準とし、元本残高に対して一定率の料率で保証料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上しております。

融資収益は、期日到来基準とし、元本残高に対して一定率の料率で貸付利息収入を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 偶発債務
重量的債務引受による債務 121,423百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務
金 銭 債 権 36,821百万円
金 銭 債 務 31,412百万円

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引高
営 業 取 引 高
営 業 収 益 4,785百万円
営 業 費 用 5百万円
上記の他、「関連当事者との取引に関する注記」に記載の取引があります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当事業年度末における自己株式の数
普 通 株 式 3,106株

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等
該当事項はありません。

2. 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱アプラス	所有 直接 100.0%	役員 の兼任 業務委託	—	百万円	—	百万円
				—	—	未収入金	24,984
				資金の貸付	56,900	未払金	31,396
	資金の回収	56,900	—	—			
	㈱アプラス パーソナル ローン	所有 直接 100.0%	役員 の兼任 業務受託	資金の貸付	96,450	関係会社 短期貸付金	9,200
				資金の回収	87,250	—	—
資金の貸付				34,350	関係会社 短期貸付金	1,600	
資金の回収	32,750	—	—				

取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) 集金業務委託等にかかる未収入金ならびに金融機関への支払業務委託等にかかる未払金であります。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。
なお、担保の提供は受けておりません。
3. 兄弟会社等
該当事項はありません。
4. 役員および個人主要株主等
該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 △21円40銭
1株当たり当期純利益 3円02銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月1日

株式会社 アプラスフィナンシャル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚雅博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本繁彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白田英生 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月2日

株式会社アプラスフィナンシャル 監査役会

常勤監査役 竹内 晃 ㊟

監査役 宇都宮 加城 ㊟

監査役 加藤 文人 ㊟

(注) 常勤監査役竹内晃、監査役宇都宮加城、監査役加藤文人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役野口郷司氏、渡邊昌治氏、奥田正一氏及びサンジープ グプタ氏は任期満了となります。

また、取締役南光院誠之氏は平成25年5月8日付で取締役を辞任により退任いたしました。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	の ぐち さと し 野 口 郷 司 (昭和27年7月14日生)	昭和52年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成15年7月 同行ビジネスソリューション第二部長 平成16年10月 当社執行役員 平成17年2月 当社取締役常務執行役員 平成17年3月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者（CFO）財務部門担当 平成19年1月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者（CFO）財務部門担当財務部長 平成22年4月 当社取締役財務部長グループ財務担当 平成23年4月 当社代表取締役社長最高経営責任者（CEO）グループ経営・グループ事業・グループ財務・グループ人事・グループ信用リスク管理担当 平成23年5月 当社代表取締役社長最高経営責任者（CEO）グループ経営担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アプラス代表取締役社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長 全日信販株式会社取締役会長 アルファ債権回収株式会社取締役会長 株式会社アプラスインベストメント代表取締役社長	普通株式 46,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	わた なべ まさ はる 渡 邊 昌 治 (昭和33年3月17日生)	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行 平成14年5月 同行 I B 業務管理部部長 平成16年4月 同行 I B 業務管理部部長 平成17年5月 昭和リース株式会社執行役員人事部長 平成21年6月 同社取締役兼常務執行役員人事総務部長兼人事グループマネージャー 平成22年9月 株式会社新生銀行執行役員人事部長 平成22年12月 同行執行役員人事部長 平成23年4月 当社副社長執行役員 平成23年5月 当社副社長執行役員グループ人事・グループ管理担当 平成23年6月 当社代表取締役副社長グループ人事・グループ管理担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アプラス代表取締役副社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役副社長	普通株式 7,800株
3	おく だ しょう いち 奥 田 正 一 (昭和34年10月2日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年3月 当社企業戦略部長 平成18年6月 当社関西営業部長 平成19年1月 当社商品部長 平成19年6月 当社執行役員商品部長 平成20年5月 当社執行役員マーケティング部門副部長兼ハウジングファイナンス部長 平成21年9月 当社執行役員マーケティング本部長兼個人ファイナンス部長 平成22年4月 株式会社アプラス執行役員マーケティング本部長兼個人ファイナンス部長 平成22年7月 同社執行役員最高事業責任者（CBO）事業部門担当個人ファイナンス部長 平成23年2月 同社執行役員最高事業責任者（CBO）事業部門企画担当 平成23年5月 同社執行役員事業部門長事業部門企画担当 平成23年6月 当社取締役グループ事業担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 アルファ債権回収株式会社取締役 エス・エル・メイプル株式会社代表取締役社長	普通株式 40,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	サンジーブ グプタ (昭和35年5月16日生)	昭和59年7月 中央クーパース・アンド・ライ ブランド国際税務事務所（東 京） マネジャー 平成元年5月 シティバンクNA（東京） 入行 インスティテューショナルグ ループ チーフオブスタッフ 平成5年7月 シティバンクNA（東京） ヴァ イス・プレジデント 平成12年7月 株式会社新生銀行入行経営管理 部長 平成18年10月 同行グループ経営管理統轄部長 平成19年8月 同行グループフィナンシャルコ ントローラー兼グループ経営管 理統轄部長 平成20年6月 同行個人部門最高執行責任者兼 コンシューマーファイナンス本 本部長 平成21年1月 同行専務執行役員個人部門長 平成22年6月 同行専務執行役員個人部門長 （現任） 平成22年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行専務執行役員個人部門長 新生フィナンシャル株式会社取締役会長	普通株式 0株
※ 5	やま した まさ し 山下 雅史 (昭和33年10月5日生)	昭和58年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行） 入行 平成15年10月 同行営業第六部部长 平成17年5月 同行金融法人第二部部长 平成20年6月 同行法人営業本部部长 平成21年9月 同行総合企画部長 平成22年9月 同行執行役員総合企画部長 平成23年4月 同行執行役員チーフオブスタッ フコーポレートスタッフ部門長 兼金融円滑化推進管理室長 平成23年6月 同行常務執行役員チーフオブス タッフコーポレートスタッフ部 門長兼金融円滑化推進管理室長 平成25年4月 同行常務執行役員個人部門副部 門長 コンシューマーファイナ ンス本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行常務執行役員個人部門副部 門長 コンシューマーファイナンス本部長 新生フィナンシャル株式会社取締役 シンキ株式会社取締役 新生プロパティファイナンス株式会社取締役	普通株式 0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 各取締役候補者の過去5年間及び現在における、当社の親会社である新生

フィナンシャル株式会社、その親会社である株式会社新生銀行、同行の子会社であるシンキ株式会社及び新生プロパティファイナンス株式会社での業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。

4. 取締役候補者サンジープ グブタ氏及び山下雅史氏は社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について
サンジープ グブタ氏につきましては、当社の親会社である株式会社新生銀行において専務執行役員個人部門長として業務を執行されており、その知識・経験を活かして、当社の経営の重要事項の審議及び業務の執行の監督を行っていただくため、また株式会社新生銀行との業務上の連携を強化する観点から選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。
山下雅史氏につきましては、当社の親会社である株式会社新生銀行において常務執行役員個人部門副部門長コンシューマーファイナンス本部長として業務を執行されており、その知識・経験を活かして、当社の経営の重要事項の審議及び業務の執行の監督を行っていただくため、また株式会社新生銀行との業務上の連携を強化する観点から選任をお願いするものであります。
6. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役佐藤正樹氏は、平成24年10月31日をもって辞任により退任されましたため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者長谷川聡一郎氏は、監査役佐藤正樹氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任した同監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
はせがわ そういちろう 長谷川 聡一郎 (昭和30年12月10日生)	昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成11年3月 同行ロンドン支店長 平成14年12月 同行監査役室長 平成16年8月 同行マネージメント事務局部長 平成22年9月 同行執行役員マネージメント事務局部長（現任）	普通株式 0株

- (注) 1. 監査役候補者は新任候補者であります。
 2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 監査役候補者の過去5年間及び現在における、当社の親会社である株式会社新生銀行での業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。
 4. 監査役候補者長谷川聡一郎氏は社外監査役候補者であります。
 5. 社外監査役候補者の選任理由について
 長谷川聡一郎氏につきましては、当社の親会社である株式会社新生銀行において監査役室長ならびに執行役員マネージメント事務局部長として業務を執行されてきており、その専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役として選任をお願いするものであります。
 6. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成24年10月31日をもって辞任により監査役を退任されました佐藤正樹氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、当該基準によって算定される額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
佐藤正樹	平成23年6月 当社監査役 平成24年10月 当社監査役 辞任

第4号議案 役員等退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員等報酬体系見直しの一環として、平成25年3月28日開催の当社取締役会において、平成25年3月31日をもって、役員等退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第1号議案をご承認いただいた場合に再任となる取締役3名及び任期中の監査役1名に対し、それぞれの就任時または当社への転籍時から役員等退職慰労金制度が廃止となった平成25年3月31日までの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、当該基準によって算定される額の範囲内で役員等退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、支給方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。打切り支給の時期につきましては、各氏の退任時といたしたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
野 口 郷 司	平成17年2月 当社取締役 平成23年4月 当社代表取締役社長 現在に至る
渡 邊 昌 治	平成23年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る
奥 田 正 一	平成23年6月 当社取締役 現在に至る
竹 内 晃	平成20年6月 当社常勤監査役 現在に至る

以 上

株主メモ欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

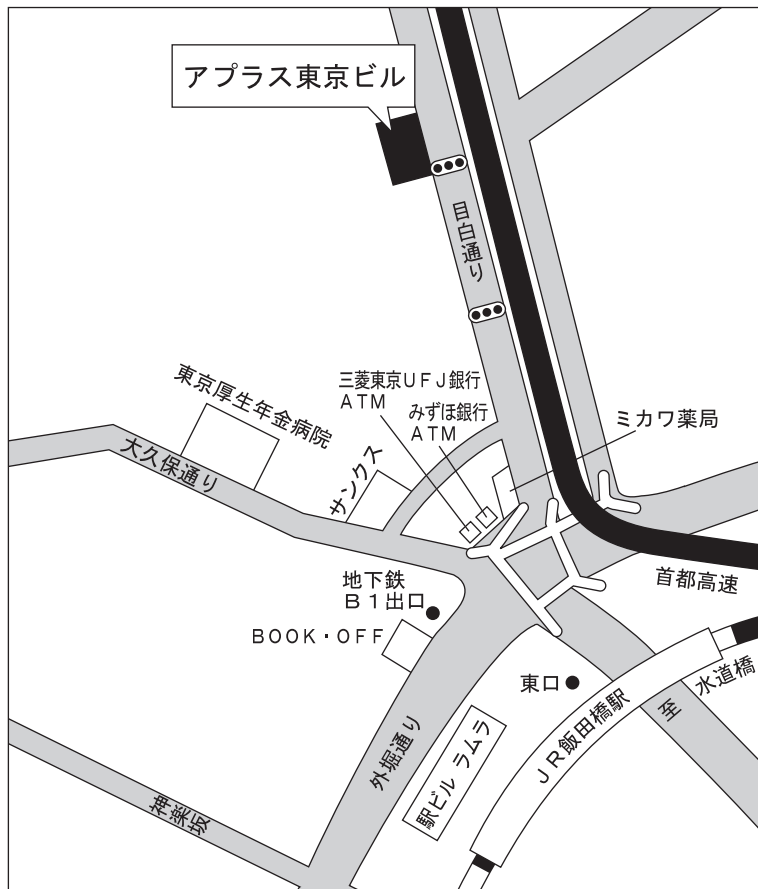
.....

.....

.....

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区新小川町4番1号
アプラス東京ビル 地下会議室



東京メトロ	東西線・有楽町線・南北線	飯田橋駅	(B1 出口より徒歩約5分)
都営地下鉄	大江戸線	飯田橋駅	(B1 出口より徒歩約5分)
JR	総武線	飯田橋駅	(東口出口より徒歩約8分)

※会場には駐車場がございませんので、最寄りの交通機関をご利用のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。